

1. ハラスメントとは

ハラスメントは、人間の尊厳を否定し、教育を受ける権利、働く権利等さまざまな人権を侵害するものです。

本学は、ハラスメントの予防とその意識の啓発に努め、ハラスメントのない良好な修学・就労環境を形成・維持することを目指します。本学のハラスメント防止規則において規定するハラスメントは次のとおりです。

セクシュアル・ハラスメント

性的な性質の言動を行うことによって相手の人格や尊厳を傷つけ、修学・就労の環境を害すること及び相手の望まない性的な要求への服従又は拒否によって修学・就労上の一定の利益又は不利益を与えること。

妊娠、出産、育児休業又は介護休業等を理由とするハラスメント

妊娠、出産又は不妊治療を理由とする制度の利用又は状態に関する言動、育児休業・介護休業その他子の養育・家族の介護を理由とする制度の利用に関する言動により、職員の就業環境を不当に阻害すること。

その他のハラスメント（いわゆるパワー・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント等）

優越的な関係を背景とした言動その他不適切な言動であって、必要かつ相当な範囲を超えたものにより、学生又は職員の学習、研究又は就業環境を不当に阻害すること。